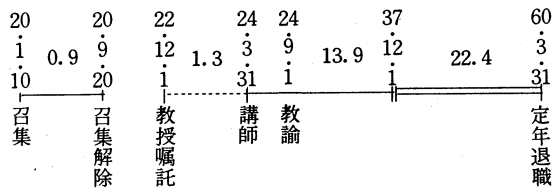


[C氏の例]



給料	教 育 職 (二)		
	58. 7. 1	2-特1	373,880円
	59. 7. 1	2-特2	377,000円

ア 組合員期間

恩公期間 14年6月  
 職員期間 1年3月  
 新法期間 23年1月 (22.4+0.6+0.3)

イ 基礎給料年額

恩公期間 4,524,000円  
 職員期間 4,524,000円  
 新法期間 4,514,640円

ウ 年金額の計算

基本方式 (通年方式省略)  
 恩公期間 4,524,000円 × (1/51 × 14) = 1,241,882円<sup>35</sup> ..... ①  
 職員期間 4,524,000円 × (1/120 × 1) = 41,470円<sup>00</sup> ..... ②  
 新法期間 4,514,640円 × (2/100 × 5 + 1.5/100 × 18) = 1,670,416円<sup>80</sup> ..... ③  
 ①+②+③ = 2,953,769円<sup>15</sup> → 2,953,800円

希望した者である。  
 申出は、必ずしも退職の際に限らず支給開始年齢に達する前であれば退職後でも随時任意に申し出ることができ。しかし、一旦減額退職年金の受給を希望すれば、その者が死亡するまで減額退職年金が支給されるので減額退職年金の決定を受けた者が途中で退職年金に変更することができないので注意が必要である。  
 イ、減額退職年金の受給を選択できる年齢  
 減額退職年金の受給を選択できる年齢

年齢は、退職時の事由により次のとおり定められている。  
 (ア) 自己都合による退職者  
 退職年金の支給開始年齢の五年前からである。  
 (イ) 勸奨による退職者  
 退職年金の支給開始年齢の十年前からである。  
 ウ、減額退職年金の額  
 減額退職年金の額は、前に述べた支給開始年齢の経過措置の適用を受ける者と受けけない者として計算の方式が異なる。

算定式Ⅲ 支給開始年齢の経過措置を受けない者の減額退職年金の算定方式

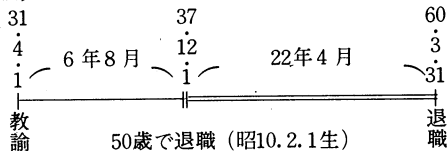
退職年金の額 - (退職年金の額 × 減額率)  
 減額率 (60歳と減額退職年金の受給希望年齢との差年数)  
 1年 = 0.085    2年 = 0.160    3年 = 0.230    4年 = 0.290    5年 = 0.350

算定式Ⅳ 支給開始年齢の経過措置を受ける者の減額退職年金の算定方式

支給開始年齢の経過措置の適用を受ける者の場合  
 退職年金の額 - { 退職年金の額 × 4/100 × (退職年金支給開始年齢 - 支給申出月末日年齢) }

事例Ⅲ

[D氏の例]



給料	小・中教育職		
	58.10.1	2-33	334,984円
	59.10.1	2-34	340,080円

基礎給料年額  
 条例期間 4,080,960円  
 新法期間 4,050,384円

条例期間 4,080,960円 × 6/51 = 440,112円<sup>94</sup> ..... ①  
 新法期間 4,050,384円 × 41.5/100 = 1,680,909円<sup>36</sup> ..... ②  
 ① + ② = 2,161,022円<sup>30</sup>  
 2,161,022円<sup>00</sup> - { 2,161,022円<sup>30</sup> × 4/100 × (56歳 - 50歳) } = 1,642,376円<sup>95</sup> → 1,642,400円

(ア) 支給開始年齢の経過措置を受けない者  
 算定式Ⅲのとおりである。従って、例えば五十八歳から減額退職年金を受けることを希望した場合は、六十歳までの差年数が二年であるから十六パーセント退職時の退職年金の額から減じ

た額の減額退職年金がその者が死亡するまで支給されることになる。  
 (イ) 支給開始年齢の経過措置を受ける者  
 算定式Ⅳのとおりである。これを一つの事例にあてはめて説明してみよう事例Ⅲをみて頂きたい。この者は、昭